

令和2年3月13日

東京都知事

小池百合子 殿

東京都議会自由民主党

幹事長 鈴木 章浩

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に伴う緊急提言について

本日、国会において『新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案』が決定された。本改正法は、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合、首相が緊急事態を宣言するものである。

緊急事態宣言が発出された場合、対象となる地域の都道府県知事は、①外出自粛、②学校施設等の使用停止、③臨時医療施設の開設、④患者等の権利利益の保全などに関して、緊急事態措置の実施を判断することになる。

については、緊急事態が宣言された時に、都の危機管理体制に混乱や停滞が生じることがないように、下記の対策を事前に講じておくことを緊急提言する。

記

1. 「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、特措法に基づく知事権限行使に伴う運用について区市町村等との役割分担、実施要領等を早急に確認すること。
2. 都民に対する情報連絡体制を速やかに構築し、医療体制、外出自粛、イベント・行事、埋葬・火葬、物流、観光等の情報をスピーディかつ的確に発信し、都民の不安を払拭できるようにすること。
3. 不測の事態においても医療提供体制が確保できるよう、マスク、手袋、消毒薬等医療用資機材の安定的な供給体制を確立しておくこと。
4. 緊急事態宣言が発せられた場合を想定し、最悪の事態を想定した感染拡大防止策等についてシミュレーションを行い、万全の体制を構築しておくこと。

以上